

令和3年度の森林環境譲与税の使途について

- ▶ 令和3年度においては令和2年度に引き続き、森林環境譲与税を本市の森林整備に適正に活用するために、天然林対策等の今後の林業施策の展開に不可欠な事業に取り組みました。
- ▶ なお、令和3年度の森林環境譲与税の譲与額は当事業に要した費用を上回っていたため、今後の森林整備等に備え、残額は加古川市森林環境事業基金に積立を行いました。

森林環境譲与税を活用し、林地台帳の精緻化及び地番界候補図の作成をすることで、森林の土地の所有者の把握、土地の境界の検討など、今後の森林整備事業をスムーズに実施するための土台作りを行いました。

令和4年度以降においては、地域団体が主体的に行う森林整備事業に対して補助金制度を創設し、精緻化した林地台帳や地番界候補図を活用することで、事業が円滑に行われることを推進します。

□ 事業内容

1 林地台帳精緻化等業務委託

【事業費】 15,070千円（うち譲与税15,070千円）

- 【内 容】
- ・ 林地台帳の精緻化
 - ・ 地番界候補図の作成

2 森林環境事業基金積立事業

【事業費】 6,669千円（うち譲与税6,669千円）

- 【内 容】 今後の森林整備等に備えた積立

□ 森林環境譲与税の決算内訳

譲与額	21,739千円
森林管理調査等業務委託	15,070千円
森林環境事業基金積立事業	6,669千円
合計	21,739千円